

三重県議会委員会条例の一部改正について(案)

- 改正の理由：三重県部制条例の改正に伴い、令和3年4月1日から行政部門別常任委員会の名称及び所管について委員会条例を改正する必要がある。
- 改正の内容：総務地域連携常任委員会について、委員会条例第2条に定める委員会の名称及び所管を改正する。

3 常任委員会の名称及び所管部局

(令和3年4月1日以降)

現 行		改 正 案	
名 称	所 管 部 局	名 称	所 管 部 局
総務地域連携	総務部 地域連携部	総務地域連携デジタル社会推進	総務部 地域連携部 デジタル社会推進局
戦略企画雇用経済	戦略企画部 雇用経済部 部外(出納・監査・人事委員会・議会事務局)	戦略企画雇用経済	戦略企画部 雇用経済部 部外(出納・監査・人事委員会・議会事務局)
環境生活農林水産	環境生活部 農林水産部	環境生活農林水産	環境生活部 農林水産部
医療保健子ども福祉病院	医療保健部 子ども・福祉部 病院事業庁	医療保健子ども福祉病院	医療保健部 子ども・福祉部 病院事業庁
防災県土整備企業	防災対策部 県土整備部 企業庁	防災県土整備企業	防災対策部 県土整備部 企業庁
教育警察	教育委員会 公安委員会	教育警察	教育委員会 公安委員会

4 経過措置

- 条例改正後についても新たに委員指名は行わず、現行の総務地域連携常任委員会の正副委員長及び委員が、総務地域連携デジタル社会推進常任委員会の正副委員長及び委員となるものとする。
- 現行の総務地域連携常任委員会で審査中又は調査中の事件は、総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。